

防衛省訓令第55号

地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保のための施策の実施に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保のための施策の実施に関する訓令

改正 平成27年10月 1日省訓第39号

平成28年 3月31日省訓第37号

平成29年 6月23日省訓第39号

(目的)

第1条 この訓令は、防衛省がその所掌事務を遂行する上で地方との協力関係の構築が極めて重要となっていることにかんがみ、防衛省の所掌事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民（以下「地方公共団体等」という。）の理解及び協力を確保するために、関係機関等が積極的に協力し、地方防衛局がこれを総合的かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるこ

とを目的とする。

- 2 地方公共団体等の理解及び協力を確保するための施策の実施については、別に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方協力確保事務 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体等の理解及び協力を確保するために地方防衛局を通じて行うものをいう。
- (2) 官房長等 大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長及び人事教育局長並びに防衛装備庁長官をいう。
- (3) 幕僚長 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (4) 方面総監等 方面総監、地方総監、航空群司令、教

育航空群司令、海上自衛隊補給本部長、航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び航空自衛隊補給本部長をいう。

(5) 部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関をいう。

(基本計画の作成)

第3条 地方協力局長は、各年度において地方協力確保事務を実施する事項について、あらかじめ官房長等と調整し、幕僚長と協議の上、原則として当該年度開始前に基本計画を作成し、地方防衛局長に通知するとともに、その写しを官房長等及び幕僚長に送付するものとする。

2 前項の基本計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 地方公共団体等に対する施策の項目

(2) 地方公共団体等に対する施策の基本方針及び重点事項

(3) 地方防衛局において実施する事項

(4) 地方協力本部において実施する事項

(5) 部隊等（地方協力本部を除く。）の支援が必要と見込まれる事項

(6) 実施する時期

(7) その他必要と認める事項

（実施計画の作成）

第4条 地方防衛局長は、管轄区域内における地方協力確保事務を円滑かつ効果的に実施するため前条の規定により通知された基本計画に基づいて、関係する方面総監等と協議の上、速やかに実施計画を作成し、地方協力局長に通知するとともに、その写しを関係する方面総監等に送付するものとする。

2 前項の実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 管轄区域内の地方公共団体等に対する施策の項目

(2) 管轄区域内の地方公共団体等に対する施策の基本方針及び重点事項

(3) 地方防衛局及び地方防衛支局において実施する事項

(4) 地方協力本部において実施する事項

(5) 方面総監等に支援を依頼する事項

(6) 実施する時期

(7) その他必要と認める事項

(計画の変更)

第5条 地方協力局長は、基本計画を変更する必要があると認める場合には、必要に応じ官房長等と調整し、幕僚長と協議の上、変更基本計画を作成し、地方防衛局長に通知するとともに、その写しを官房長等及び幕僚長に送付するものとする。

2 地方防衛局長は、実施計画を変更する必要があると認める場合には、必要に応じ関係する方面総監等と協議の上、変更実施計画を作成し、地方協力局長に通知するとともに、その写しを関係する方面総監等に送付するものとする。

(地方協力本部長の行う業務)

第6条 地方協力本部長は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第48条第2項に規定する担当区域内において、前3条の計画において地方協力本部において

実施する事項とされた業務を実施する。

- 2 前項の業務の実施に当たり必要な細目事項は、当該地方協力本部の担当区域を管轄区域とする地方防衛局長が、当該地方協力本部長を指揮監督する方面総監と協議の上、当該地方協力本部長に通知するものとし、当該地方協力本部長は、当該業務の実施に関して、当該地方防衛局長の必要な業務上の統制を受けるものとする。

（関係機関等の相互協力）

第7条 防衛省の所掌事務について地方公共団体等の理解及び協力を確保するため、地方防衛局と関係地域に所在する部隊等は、相互に緊密に連携し、協力するものとする。

（地方協力確保事務の支援）

第8条 地方協力局長は、地方協力確保事務の実施に当たり、その効果的かつ効率的な実施のため部隊等（地方協力本部を除く。以下この条において同じ。）の支援を必要とする場合には、当該部隊等を監督する幕僚長に支援を依頼することができる。

2 地方防衛局長等は、地方協力確保事務の実施に当たり、その効果的かつ効率的な実施のため方面総監等の指揮監督を受ける部隊等の支援を必要とする場合には、方面総監等に支援を依頼することができる。

(部隊等に対する協力)

第9条 部隊等の長は、自衛隊の任務遂行に当たり、地方公共団体等の理解及び協力を確保する必要がある場合には、これを円滑かつ効果的に実施するために必要な事項について地方防衛局長に協力を求めることができる。

(報告)

第10条 地方防衛局長は、実施計画に基づく地方協力確保事務の実施結果について、速やかに地方協力局長に報告するものとし、報告を受けた地方協力局長は速やかに官房長等に通知するものとする。

(委任規定)

第11条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第37号）

この訓令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成29年6月23日省訓第39号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。